

個人市民税

減免事務取扱要領

制 定：平成 25 年 5 月 23 日
直近改正：平成 29 年 5 月 31 日

内容

第1 総括的事項	1
1 事務取扱要領の目的	1
2 減免の趣旨	1
3 根拠法令等	1
(1) 市民税の減免	1
(2) 府民税の減免(地方税法第45条規定)	1
第2 減免適用基準及び減免対象期間・対象税額	2
1 減免適用判断基準〔条例第57条第1項・要綱第2、4条〕	2
(1) 当年所得見積額の基準(失業者に限る)	2
(2) 預貯金等金融資産(生活保護受給者・障がい者等を除く)	2
(3) 居住用・事業用以外の不動産の所有(生活保護受給者・障がい者等を除く)	3
(4) 特別な事情を有する場合の減免適用判断基準	3
2 各減免事由の適用基準及び減免対象期間・対象税額〔条例第57条第1項、要綱第3条・第4条〕	4
(1) 生活保護受給者等〔条例第57条第1項第1号、要綱第3条・第4条〕	4
(2) 失業者〔条例第57条第1項第2号、要綱第3条・第4条〕	6
(3) 所得減少者〔条例第57条第1項第3号、要綱第3条・第4条〕	8
(4) 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫〔条例第57条第1項第4号、要綱第4条〕	11
3 減免対象税額の調整(生活保護受給者等を除く)〔条例第57条第2項、要綱第5条〕	12
(1) 新規課税または税額変更が生じた場合〔要綱第5条第1項第1号〕	12
(2) 特別徴収から普通徴収への切り替えが生じた場合〔要綱第5条第1項第2号〕	13
(3) 普通徴収から特別徴収への切り替えが生じた場合〔要綱第5条第3項〕	14
(4) 上記(1)及び(2)のいずれもが生じた場合〔要綱第5条第2項〕	14
(5) その他調整の必要性が生じた場合〔要綱第5条第3項〕	14
4 納税義務者が複数の減免事由に該当する場合の取扱い〔条例第57条第5項〕	14
第3 減免申請の受付及び減免決定等〔条例第13条・第60条～第62条、要綱第6条～第11条〕	14
1 減免申請の受付〔条例第60条、要綱第6条〕	14
(1) 申請の受付場所	14
(2) 申請期限〔条例第60条第1項第2号・第4号・第5号〕	14
(3) 申請に必要な書類〔条例第60条、要綱第6条〕	15

(4) 申請の勧奨	17
(5) 申請の受付	17
(6) 不足書類等がある場合の補正等命令	18
2 減免の承認決定・不承認決定〔要綱第8条〕	18
(1) 要件非該当等による不承認	18
(2) 減免後の額及び減免額の算定	18
(3) 減免額の決定	19
(4) 減免後税額の通知	19
3 減免事由または所得見積額等の変更による変更申請〔条例第61条、要綱第9条〕	19
(1) 変更申請	19
(2) 変更申請の管理方法	19
(3) 申請に必要な書類	19
(4) 申請期限	20
4 減免事由及び減免額の変更〔要綱第10条〕	20
(1) 変更事由	20
(2) 調査及び審査	20
(3) 減免額の変更	20
(4) 計算	20
(5) 税額変更すべき税額の範囲	20
(6) 変更申請の管理	20
(7) 変更後税額の通知	20
5 減免の取消し〔条例第62条、要綱第9条・第11条〕	20
(1) 減免の取り消し	20
(2) 減免取消し後の減免申請	21
第4 関係機関との連携	21
1 生活保護法の規定による扶助を受ける者	21
2 減免申請に係る各市税事務所収納対策担当との連携	21
(1) 減免申請者全件	21
(2) 各市税事務所収納対策担当より依頼のあった対象者	21
(3) 各市税事務所収納対策担当が調査した結果、減免適用基準に疑義がある者	21

第1 総括的事項

1 事務取扱要領の目的

この事務取扱要領は、平成 25 年度分以後の個人市民税の減免(災害減免を除く)に関して、市税条例(以下「条例」という)及び市税条例施行規則に基づき、適正な運用を図るため、規定の解釈及び具体的な取扱いを明確にするものである。

2 減免の趣旨

減免は、徴収猶予または納期限の延長等によっても到底全額負担が困難であると認められる担税力が薄弱である者に対して、その具体的な個別事情に即して税負担の軽減免除を行うための措置であり、市長の行政処分によって納税義務を消滅させるもので、その行政裁量は大きなものとなっている。

このため、減免の適用にあたっては、納税義務者の税負担時期における収入及び生活程度など客観的な状況把握を十分に行い、担税力を斟酌のうえ、他の納税義務者との負担の均衡を失することのないよう、慎重に取り扱う必要がある。

3 根拠法令等

(1) 市民税の減免

ア 地方税法第323条規定

個人住民税における非課税措置の意義からも、担税力が著しく薄弱である者に負担を求めることは適当でないため、徴収猶予や納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる納税義務者(特別徴収義務者を除く)について、条例で定めるところにより、市民税の減免をすることができるとされている。

このため、具体的な減免の実施範囲は各市町村の財政状況や納税義務者の所得状況に即して条例において規定することとなる。

【地方税法に規定される減免の範囲】

- ・ **天災その他特別な事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者**
震災・風水害・火災、病気・負傷、盗難などにより担税力を喪失した者
- ・ **貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者**
生活扶助その他の公的扶助・私的扶助等の受給を要する担税力薄弱者
- ・ **その他特別な事情がある者**
失業により当年の所得が皆無となった者等客観的に担税力を喪失した者、公益性の強いもの

イ 条例第57条、第60条規定

条例第57条において、前年の所得金額が一定基準以下で次の要件に該当する納税義務者のうち、徴収猶予や納期限の延長等によっても、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対して、減免することと規定している。

第60条においては、減免の申請手続きに係る申請期限等を規定している。

【条例に規定される減免の範囲】

- ・ 生活保護法の規定による扶助を受ける者または貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- ・ 失業者、所得減少者(前年の6割以下に減少すると見込まれる者)
- ・ 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫
- ・ 災害により被災した者

ウ 要綱

減免の適用において斟酌すべき担税力の判断基準となる、「市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる」基準、申請手続きにおける必要書類及び減免決定(変更)等の行政手続き関係について、規定している。

(2) 府民税の減免(地方税法第45条規定)

市長が市民税の減免をした場合には、市民税額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとするものとされる。

第2 減免適用基準及び減免対象期間・対象税額

〔条例第57条第1項～第4項、要綱第2条～第5条〕

減免は、納税義務者の申請に基づき市民税及び府民税(所得割及び均等割の合計額)について行うものであり、その適用基準等は次のとおりとなる。

なお次の場合については、減免の対象としない。

- ・分離課税に係る所得割
- ・納付済税額
- ・納税義務者の死亡により承継した税額(相続人に係る減免措置を廃止したため)

1 減免適用判断基準〔条例第57条第1項・要綱第2、4条〕

減免は、徴収猶予または納期限の延長等によっても全額負担に堪えることが困難であると認められる担税力が著しく低い者に限って適用すべきものであり、次の(1)及び(2)の基準に該当し、(3)に該当しない者について減免を適用する。

ただし、次の(1)から(3)の基準では斟酌できない、特別な事情を有する場合には、次の(4)によって減免の適用可否を判断する。

(1) 当年所得見積額の基準(失業者に限る)

条例第57条第1項第2号に規定する失業者については、条例に規定する所得基準が前年の所得であることから、次の基準により当年の所得状況を確認する。

ア 所得の範囲

当年所得基準は、条例に規定する前年所得基準(合計所得金額)とは異なり、次の(ア)から(エ)の合計額による。

(ア) 合計所得金額の見積額

損失繰越控除前の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

(イ) 分離課税に係る退職所得金額の見積額

分離課税に係る所得割の課税標準となる退職所得金額

(ウ) 特定配当に係る所得金額

総所得金額から除外される特定配当等に係る所得金額

(エ) 特定株式等譲渡所得金額

総所得金額から除外される特定株式等譲渡所得金額

イ 基準額

当年所得見積額の基準については、減免割合段階ごとに前年所得基準と同額の基準による。

なお、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、1人目は67万円、2人目以後は1人につき35万円を加算する。

減免割合	控除対象配偶者及び扶養親族の人数				
	なし	1人	2人	3人	4人
全額免除	170万円以下 (2,687,999円以下)	237万円以下 (3,639,999円以下)	272万円以下 (4,075,999円以下)	307万円以下 (4,515,999円以下)	342万円以下 (4,951,999円以下)
7割減額	210万円以下 (3,259,999円以下)	277万円以下 (4,139,999円以下)	312万円以下 (4,575,999円以下)	347万円以下 (5,015,999円以下)	382万円以下 (5,451,999円以下)
5割減額	250万円以下 (3,803,999円以下)	317万円以下 (4,639,999円以下)	352万円以下 (5,075,999円以下)	387万円以下 (5,515,999円以下)	422万円以下 (5,951,999円以下)

※控除対象配偶者及び扶養親族の人数は、前年12月31日現在の現況による。

(2) 預貯金等金融資産(生活保護受給者・障がい者等を除く)

条例第57条第1項第1号のうち生活保護法の規定による扶助を受ける者及び第4号の規定による障がい者・未成年者・寡婦・寡夫以外の減免については、次の基準により金融資産状況を確認する。

ア 金融資産の範囲

金融資産の基準は、次の(ア)から(エ)の合計額による。

(ア) 現金

申請日現在において所有する現金であり、書類等による証明ができないため、納税義務者の申告によって確認するものとする。

なお、他の金融資産の状況によって明らかに基準以下となる場合等は、端数を省略するなど概数による把握として差し支えない。

(イ) 預貯金及び積金

預貯金(所得税法第2条第1項第10号規定)及び積金で、銀行その他の金融機関に対する預金、貯金及び積金のほか、次のものを含む。

- ・労働基準法または船員法の規定により管理される労働者または船員の貯蓄金
- ・国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合法に規定する組合に対する組合員の貯金
- ・私立学校教職員共済法に規定する事業団に対する加入者の貯金
- ・勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成貯蓄契約または勤労者財産形成住宅貯蓄契約

※勤労者財産形成年金貯蓄契約については預貯金等に含まない。

(ウ) 株式等有価証券

次の合同運用信託(所得税法第2条第1項第11号規定)及び有価証券(所得税法第2条第1項第17号規定)で、価額は申請日現在によることとしているが、申請日前直前に証券会社から交付された取引残高報告書(原則4半期ごとの交付)による価額として差し支えない。

ただし、他の金融資産の状況から預貯金等金融資産の基準を超える場合などで、取引残高報告書の交付日以後に価額が下落しているときは、申請日現在の価額によるものとする。

- ・合同運用信託…共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用する金銭信託等
- ・有価証券…金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券であり、国債・地方債、社債、出資証券、株券・新株予約権証券、投資信託・外国投資信託、貸付信託など

(エ) 退職手当等(申請日現在未払いのものに限る)

申請日現在において支払いを受ける権利が確定した退職手当等で、支払いを受けていないものがある場合は、当該退職手当等の金額(源泉徴収されるべき所得税額及び特別徴収されるべき市民税・府民税額を除く)を金融資産に含める。

イ 基準額

預貯金等の金融資産の基準については、すべての減免割合段階で同額の基準による。

なお、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、1人目は67万円、2人目以後は1人につき35万円を加算する。

減免割合	控除対象配偶者及び扶養親族の人数				
	なし	1人	2人	3人	4人
全額免除					
7割減額	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下	422万円以下
5割減額					

※控除対象配偶者及び扶養親族の人数は、前年12月31日現在の現況による。

(3) 居住用・事業用以外の不動産の所有(生活保護受給者・障がい者等を除く)

条例第57条第1項第1号のうち生活保護法の規定による扶助を受ける者及び第4号の規定による障がい者・未成年者・寡婦・寡夫以外の減免については、居住用及び事業用以外で、主に趣味・娯楽・保養・鑑賞の目的の不動産(所得税法施行令第178条規定)を所有する場合には、全額負担に堪えることが困難であると認めない。

(4) 特別な事情を有する場合の減免適用判断基準

上記(1)から(3)によって減免適用の対象外となる者で、傷病等によって多額の医療費を要することが明らかであるなど、特別な事情を有する場合には、実際に負担が生じると見込まれる経済的負担額を当年所得見積額及び預貯金等金融資産から控除するなどの斟酌を加えて、生活程度からみて明らかに全額負担に堪えることが困難であると認められる場合には、減免を受ける他の者との均衡を失することのない範囲において、減免を適用して差し支えない。

2 各減免事由の適用基準及び減免対象期間・対象税額〔条例第57条第1項、要綱第3条・第4条〕

(1) 生活保護受給者等〔条例第57条第1項第1号、要綱第3条・第4条〕

ア 生活保護法の規定による扶助を受ける者

(ア) 対象者の範囲(要件)

生活保護法の規定による各種扶助を受ける者が対象であり、当該扶助が生活困窮を理由とするものであることから、いずれかの扶助を受ける場合には、減免の対象となる。

【種類】生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

(イ) 対象者及び減免対象期間の確認

A 対象者及び減免事由該当日の確認

減免申請書に記載された受給開始日について、添付書類である生活保護適用証明書または保護決定通知書の写しによって確認し、当該日が減免事由該当日となる。

なお、大阪市で生活保護が適用されている者については、各区の生活保護開始者の情報を税務事務システムにより、大阪市外で生活保護が適用されている者については、情報提供ネットワークシステム（以下、「情報提供NWS」という。）による情報連携によって確認して差し支えない。

また、税務事務システム又は情報提供NWSによる情報連携により、納税義務者の生活保護開始を確認した際には、減免申請関係書類を送付して申請を勧奨する。

B 減免事由非該当日の確認

減免事由消滅申告書に記載された受給終了日を確認し、受給終了日の翌日が減免事由非該当日となる。

なお、受給終了日に疑義がある場合は、各区の生活保護廃止者の情報を税務事務システム又は情報提供NWSによる情報連携によって確認する。

また、税務事務システム又は情報提供NWSによる情報連携によって、減免を適用した納税義務者の生活保護廃止を確認した際には、減免を取消す。

※本人からの聞き取り等を行い、他区への移管による廃止については取消しを行わない。

(ウ) 適用基準

A 前年所得基準

当該扶助受給者については、生活保護担当課において、すでに収入・資産状況等を審査していることから、前年の所得金額の多寡にかかわらず減免の対象となる。

B 当年所得基準

上記Aの趣旨から、当年の所得金額の多寡にかかわらず減免の対象となる。

C 預貯金等金融資産基準

上記Aの趣旨から、金融資産の多寡に関わらず減免の対象となる。

(エ) 減免対象期間及び税額

徴収方法に依じて、次の期間のうち申請期限が到来していない部分の税額が対象となる。

A 普通徴収

受給開始日以後最初に納期限が到来する納期から扶助受給終了日以前最後に納期限が到来する納期までの税額

B 給与特別徴収

受給開始月の翌月から扶助受給終了月までの月割額

C 年金特別徴収

受給開始月の翌月から扶助受給終了月までの支払回数割(仮)特別徴収税額(※)

※支払回数割(仮)特別徴収税額のうち4月分及び6月分については、受給開始月が4月から6月の間で、受給終了月が7月以後である場合には、6月30日までの申請により当該税額も減免対象となる。

イ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者(所得割非課税基準以下の者に限る)

(ア) 対象者の範囲(要件)

生活のために公的または私的な扶助を受ける次に該当する者が対象となる。

A 公的扶助の範囲

国、地方公共団体その他の公共団体から受ける扶助で、その金額及び内容は問わない。

B 私的扶助の範囲

生計を一にしない親族や知人等から受ける扶助で、その金額及び内容は問わない。

(イ) 対象者及び減免対象期間の確認

A 対象者及び減免事由該当日の確認

減免申請書に記載された受給開始日及びその他資産等の状況について、減免申請書附表記載内容及び確認書類により、次のとおり確認し、受給開始日が減免事由該当日となる。

(A) 公的扶助の場合

公的機関から交付される支給通知書等により、受給開始日を確認する。

(B) 私的扶助の場合

預貯金口座によって当該扶助を受けた金銭を管理している場合は、当該預貯金口座の取引明細等により継続的な受給を開始した日を確認する。

預貯金口座による確認ができない場合には、当該扶助支払者(親族または知人等)が扶助内容及び扶助支払開始日に記載し、当該扶助支払者及び受給者が記名捺印した書面により受給開始日を確認する。

B 減免事由非該当日の確認

減免事由消滅申告書に記載された受給終了日を確認し、受給終了日の翌日が減免事由非該当日となる。

なお、受給終了日に疑義がある場合は、預貯金口座の取引明細等または当該扶助支払者(親族または知人等)が扶助支払終了日に記載し、当該扶助支払者及び受給者が記名捺印した書面により受給終了日を確認する。

(ウ) 適用基準

A 前年所得基準

生活保護法の規定による扶助を受ける者と同等の生活程度である者を対象とする趣旨から、前年の総所得金額等の合計額が所得割非課税基準以下である者が対象となる。

ただし、所得割の調整措置を受ける者については、基準に該当しないため対象外となる。

なお、控除対象配偶者または扶養親族を有しない場合には、均等割非課税基準と所得割非課税基準が同一であり、均等割が課されないため、減免対象外となる。

B 当年所得基準

前年所得基準(上記A)を生活保護受給者と同程度としていることから、当年の所得基準については規定していない。

C 預貯金等金融資産基準

預貯金等金融資産が前項1(2)の基準以下である者が対象となる。

【減免割合及び所得・金融資産の基準】

減免割合	区分	控除対象配偶者及び扶養親族の人数		
		1人	2人	3人
全額免除	前年の合計所得金額	102万円以下 (1,703,999円以下)	137万円以下 (2,215,999円以下)	172万円以下 (2,715,999円以下)
	当年の所得見積額	—	—	—
	預貯金等金融資産	317万円以下	352万円以下	387万円以下

※控除対象配偶者及び扶養親族の人数は、前年12月31日現在の現況による。

(エ) 減免対象期間及び税額

徴収方法に応じて、次の期間のうち申請期限が到来していない部分の税額が対象となる。

A 普通徴収

受給開始日以後最初に納期限が到来する納期から扶助受給終了日以前最後に納期限が到来する納期までの税額

B 給与特別徴収

受給開始月の翌月から扶助受給終了月までの月割額

C 年金特別徴収

受給開始月の翌月から扶助受給終了月までの支払回数割(仮)特別徴収税額(※)

※支払回数割(仮)特別徴収税額のうち4月分及び6月分については、受給開始月が4月から6月の間で、受給終了月が7月以後である場合には、6月30日までの申請により当該税額も減免対象となる。

(2) 失業者〔条例第57条第1項第2号、要綱第3条・第4条〕

ア 対象者の範囲(要件)

次の(ア)に該当する失業者が対象となり、(イ)の該当者は減免の対象としない。

(ア) 失業者の定義(要件)

A 雇用保険基本手当受給資格者(減免対象離職理由は別添1参照)

雇用保険法第13条の規定による基本手当の受給資格を有する者であり、公共職業安定所において求職申込を行い、失業認定を受けている者(倒産・解雇等による特定受給資格者及び派遣契約不更新等による特定理由離職者を含む。)が対象となる。

なお、妊娠、出産、育児、疾病または負傷等により就職ができない者として公共職業安定所が認定し、受給期間延長措置を受けている者も対象となる。

ただし、次の高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は、上記の基本手当受給資格者に該当しないため、減免の対象としない。

- ・高年齢継続被保険者：同一の事業主に65歳の前日から引き続いて雇用される者
- ・短期雇用特例被保険者：4ヵ月超1年未満の期間を定め、1週間の所定労働時間が30時間以上である季節的に雇用される者
- ・日雇労働被保険者：日々雇い入れられる者及び30日以内の期間を定めて雇い入れられる者

B 同様の失業状態にある者

雇用保険被保険者でなく、上記Aと同等の失業状態にある者及び雇用保険受給資格を期間満了により喪失し、継続して失業状態にあり、求職活動を行っている者が対象となる。

なお、上記(A)における受給期間延長措置を受ける者と同様の就職活動ができない者も対象となる。

(イ) 失業者に該当しない者〔条例第57条第1項第2号〕

次に該当する者は退職の予見性等から失業者に該当しない。

- ・自己都合により退職した場合
- ・定年退職または移籍出向を理由として退職した場合
- ・前年に給与所得を上回る継続性所得(※)がある場合

※継続性所得は、主に利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得及び年金に係る雑所得(個人年金等の雑所得を含む)で、その他継続性のある収入を有する場合は当該所得も対象となる。

イ 対象者及び減免対象期間の確認

(ア) 対象者及び減免事由該当日並びに失業継続の確認

減免申請書に記載された離職日、所得金額の状況及びその他資産等の状況について、減免申請書附表及び確認書類により、次のとおり確認し、失業者の要件に該当する場合には、離職日の翌日が減免事由該当日となる。

A 対象者及び減免事由該当日の確認

(A) 雇用保険基本手当受給資格者の場合

雇用保険受給資格者証に記載された離職日、離職理由及び直近1ヵ月以内の公共職業安定所における失業認定により、失業及び求職状況を確認する。

なお、公共職業安定所から受給期間延長措置を受けている場合は、離職票により離職日及び離職理由を確認し、公共職業安定所から交付される受給期間延長通知書により、求職活動ができない状況であることを確認する。

ただし、雇用保険受給資格者証が交付される前に減免申請を受け付ける場合は、事後に雇用保険受給資格者証により上記事項を確認する。

(B) 同様の失業状態にある者の場合

退職証明書等に記載された離職日及び離職理由並びに失業（求職）状況申告書（別紙様式1号）記載内容及び確認書類（面接案内・不採用通知等）により、失業及び求職状況を確認する。

なお、公共職業安定所から受給期間延長措置を受ける者と同様の就職活動ができない者と認められる場合は、その理由を確認できる書類（母子手帳・診断書等）により、求職活動ができない状況であることを確認する。

B 失業状態の継続確認〔要綱第6条第5項〕

失業者が、申請期限を経過していない複数の納期または徴収月について減免申請をした場合には、各納期または徴収月の前月末日において継続して失業状態にあることを確認したうえで、当該納期または徴収月の減免を適用する必要があるため、失業（求職）状況申告書（別紙様式1号）記載内容及び次の確認書類により、失業及び求職状況を確認する。（納期限から起算して10日以内に失業により求職活動を行っている旨の申告をしなければならない）

(A) 雇用保険基本手当受給資格者の確認書類

失業（求職）状況申告書（別紙様式1号）記載内容及び確認書類（雇用保険受給者証に記載された直近1ヵ月以内の公共職業安定所における失業認定）により確認する。

なお、公共職業安定所から受給期間延長措置を受けている場合は、公共職業安定所から交付される受給期間延長通知書により、求職活動ができない状況であることを確認する。

(B) 同様の失業状態にある者の確認書類

失業（求職）状況申告書（別紙様式1号）記載内容及び確認書類（面接案内・不採用通知等）により確認する。

なお、公共職業安定所から受給期間延長措置を受ける者と同様の就職活動ができない者と認められる場合は、その理由を確認できる書類（母子手帳・診断書等）により、求職活動ができない状況であることを確認する。

(イ) 減免事由非該当日の確認

減免事由消滅申告書に記載された就職日・求職活動終了日などによって確認し、失業者の要件に該当しなくなった日が減免事由非該当日となる。

また、翌年度において前年分の給与支払報告書の提出があり、1ヵ月以上継続した就業実績がある場合は、継続して就業する場合は就職日以後、一定期間の就業の場合は当該期間に係る減免を取消す。

ウ 適用基準

(ア) 前年所得基準

勤労単身世帯の平均的な家計実態における収入・貯蓄等を勘案して、退職後の失業手当を含めて生活保護基準の2倍程度の水準として、前年の合計所得金額が170万円以下である者は全額免除、210万円以下である者は7割減額、250万円以下である者は5割減額の対象となる。

なお、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、その人数に応じて、1人目は67万円、2人目以降は1人につき35万円を加算した基準となる。

(イ) 当年所得基準

当年の所得見積額が前項1(1)の基準以下である者が対象となる。

なお、当年の所得見積額は、合計所得金額、分離課税に係る退職所得金額、特定配当に係る所得金額及び特定株式等譲渡所得金額の見積額の合計額による。

(ウ) 預貯金等金融資産基準

預貯金等金融資産が前項1(2)の基準以下である者が対象となる。

【減免割合及び所得・金融資産の基準】

減免割合	区分	控除対象配偶者及び扶養親族の人数			
		なし	1人	2人	3人
全額免除	前年の合計所得金額	170万円以下 (2,687,999円以下)	237万円以下 (3,639,999円以下)	272万円以下 (4,075,999円以下)	307万円以下 (4,515,999円以下)
	当年の所得見積額	同上	同上	同上	同上
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下
7割減額	前年の合計所得金額	210万円以下 (3,259,999円以下)	277万円以下 (4,139,999円以下)	312万円以下 (4,575,999円以下)	347万円以下 (5,015,999円以下)
	当年の所得見積額	同上	同上	同上	同上
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下
5割減額	前年の合計所得金額	250万円以下 (3,803,999円以下)	317万円以下 (4,639,999円以下)	352万円以下 (5,075,999円以下)	387万円以下 (5,515,999円以下)
	当年の所得見積額	同上	同上	同上	同上
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下

※控除対象配偶者及び扶養親族の人数は、前年12月31日現在の現況による。

エ 減免対象期間及び税額

徴収方法に応じて、次の期間のうち申請期限が到来していない部分の税額が対象となる。

(7) 普通徴収

事由該当日(離職日の翌日)以後最初に納期限が到来する納期から事由非該当日以前最後に納期限が到来する納期までの税額

(イ) 年金特別徴収

事由該当日(離職日の翌日)を含む月の翌月から事由非該当月までの支払回数割(仮)特別徴収税額(※)

※支払回数割(仮)特別徴収税額のうち4月分及び6月分については、事由該当(離職日の翌日)月が4月から6月の間で、事由非該当月が7月以後である場合には、6月30日までの申請により当該税額も減免対象となる。

(3) 所得減少者【条例第57条第1項第3号、要綱第3条・第4条】

ア 対象者の範囲(要件)

次の(ア)に該当する所得減少者が対象となり、(イ)の該当者は減免の対象外となる。

(7) 所得減少者の定義(要件)

合計所得金額が前年の6割以下に減少することが見込まれる者であり、営業不振や廃業により所得減少が見込まれる事業所得者及び休職や退職により所得減少が見込まれる給与所得者などが対象となる。

(イ) 所得減少者に該当しない者【条例第57条第1項第3号】

次に該当する者は所得減少の予見性等から所得減少者に該当しない。

- ・ 自己都合により退職した場合
- ・ 定年退職または移籍出向を理由として退職した場合
- ・ 今年中の不動産所得、事業所得(※1)及び給与所得の見積額の合計額が前年のこれらの所得の合計額の6割以下に減少する見込みがない者
- ・ 所得税法第111条の規定による所得税の予定納税額減額申請ができる者で、減額申請をしない者(※2)

※1 事業所得は、分離課税の対象となる土地譲渡に係る事業所得、株式譲渡に係る事業所得及び先物取引に係る事業所得を除く。

※2 所得税の予定納税額の減額申請の現況判断日(第1期:6月30日・第2期:10月31日)が減免申請期限となる税額(普通徴収:第1期・第3期、給与特別徴収:7月・11月、年金特別徴収:4月・6月)については、所得税の予定納税額の減額申請を行った後の減免申請となり、その他の期間については、減免申請後に所得税の予定納税額減額申請を行っていることを確認する。

ただし、所得税の第2期予定納税額の減額申請期限(11月15日)以後の減免申請の場合は、所得税の予定納税額の減額申請ができないため、減免申請後の確認の必要はない。

イ 対象者及び減免対象期間の確認

(7) 対象者及び減免事由該当日の確認

減免申請書に記載された所得金額の状況及びその他資産等の状況について、減免申請書附表及び確認書類により、次のとおり確認し、所得減少者の要件に該当する場合には、減免申請日が減免事由該当日となる。

なお、所得減少の理由が離職等による場合は、上記(2)イ(ア)Aと同じ書類により確認する。

A 所得税の予定納税額の減額申請ができる者の場合（事業所得者等）

(A) 所得減少者の要件確認

減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(所得税の予定納税額減額申請書及び承認通知書等)により、合計所得金額の見積額が前年の6割以下に減少することを確認する。

なお、所得税の予定納税額の減額申請が一部承認または不承認であっても、当該決定の理由を通知書または税務署に確認のうえ合計所得金額の見積額の正確性が確認できる場合は、所得減少者の対象として差し支えない。

また、減免申請の現況判断日は申請日であり、所得税の予定納税額減額申請の現況判断日(第1期:6月30日・第2期:10月31日)とは異なるが、合計所得金額の見積額が大きく乖離する場合には、その理由を確認するとともに、減免申請の内容に正当性が認められない場合には、申請内容の訂正を求める。

(B) 所得税の予定納税額の減額申請関係書類の確認時期及び減免申請期限の延長

a 減免申請期限が所得税の予定納税額の減額申請の現況判断日と同一であるもの

減免申請期限が所得税の予定納税額の減額申請の現況判断日と同一である納期または徴収月の減免申請については、事前に所得税の予定納税額の減額申請を行う必要があるため、減免申請期限についても当該申請期限にあわせて延長するとともに、当該申請書類及び承認(一部承認・不承認)通知書を減免申請時に確認する。

なお、承認(一部承認・不承認)通知前である場合は、事後に当該通知書を確認する。

【申請期限の延長】

減免申請区分		通常期限	延長後期限※
普通徴収	第1期	6月30日	7月15日
	第3期	10月31日	11月15日
給与特別徴収	7月	6月30日	7月15日
	11月	10月31日	11月15日
年金特別徴収	4月・6月	6月30日	7月15日

※所得税法第111条第3項の規定の適用により、所得税の予定納税額減額申請期限が延長される者は、当該延長期間に減免申請期限が到来する税額についても、当該延長日まで減免申請期限が延長される。

b 上記a以外であるもの

(a) 減免申請期限が所得税の第1期減額申請の現況判断日(6月30日)以前であるもの

減免申請時においては、減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(収支内訳書)により、所得減少者の要件に該当することを確認し、事後に所得税の予定納税額の減額申請書類及び承認(一部承認・不承認)通知書を確認する。

(b) 減免申請期限が所得税の第2期減額申請の現況判断日(10月31日)以前であるもの

① 所得税の予定納税額の減額申請をしているもの

減免申請時に所得税の予定納税額の申請書類及び承認(一部承認・不承認)通知書を確認する。

なお、承認(一部承認・不承認)通知前である場合は、事後に当該通知書を確認する。

② 所得税の予定納税額の減額申請をしていないもの

減免申請時においては、減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(収支内訳書)により、所得減少者の要件に該当することを確認し、事後に所得税の予定納税額の減額申請書類及び承認(一部承認・不承認)通知書を確認する。

(c) 減免申請期限が所得税の第2期減額申請の申請期限(11月15日)以後であるもの

① 所得税の予定納税額の減額申請をしているもの

減免申請時に所得税の予定納税額の減免申請書類及び承認(一部承認・不承認)通知書を確認する。

なお、承認(一部承認・不承認)通知前である場合は、事後に当該通知書を確認する。

② 所得税の予定納税額の減額申請をしていないもの

減免申請時には、減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(収支内訳書)により、所得減少者の要件に該当することを確認する。

なお、所得税の第2期予定納税額の減額申請期限を経過すると、当該減額申請ができない者となるため、事後の確認は必要ない。

B 上記A以外の者の場合(給与・年金所得者等)

減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(給与明細・収支内訳書等)により、合計所得金額の見積額が前年の6割以下に減少することを確認する。

(イ) 所得見積額(所得減少率)の変更確認

減免申請後に、当年の所得見積額の変更に係る減免申請が提出された場合には、当該減免申請書、減免申請書附表及び確認書類(給与明細・収支内訳書等)により、変更後の所得見積額を確認し、当該申請日において申請期限が到来していない納期または徴収月の税額について減免率及び減免額を変更する。

(ウ) 減免事由非該当日の確認

減免事由消滅申告書に記載された変更後所得減少率及び確認書類(給与明細・収支内訳書等)により確認し、当該申告日が非該当日となる。

ただし、確認書類等から、当該申告日以前において明らかに所得減少者の要件に該当しないことが判明した場合には、要件に該当しなくなったと認められる日が非該当日となる。

ウ 適用基準

(ア) 前年所得基準

前年の合計所得金額が170万円以下である者は7割減額、210万円以下である者は5割減額、250万円以下である者は3割減額の対象となる。

なお、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、その人数に応じて、1人目は67万円、2人目以降は1人につき35万円を加算した基準となる。

(イ) 当年所得基準

当年の所得見積額が、前年の6割以下の合計所得金額である者が対象となる。

(ウ) 預貯金等金融資産基準

預貯金等金融資産が上記1(2)の基準以下である者が対象となる。

【減免割合及び所得・金融資産の基準】

減免割合	区分	控除対象配偶者及び扶養親族の人数			
		なし	1人	2人	3人
7割減額	前年の合計所得金額	170万円以下 (2,687,999円以下)	237万円以下 (3,639,999円以下)	272万円以下 (4,075,999円以下)	307万円以下 (4,515,999円以下)
	当年の合計所得金額	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下
5割減額	前年の合計所得金額	210万円以下 (3,259,999円以下)	277万円以下 (4,139,999円以下)	312万円以下 (4,575,999円以下)	347万円以下 (5,015,999円以下)
	当年の合計所得金額	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下
3割減額	前年の合計所得金額	250万円以下 (3,803,999円以下)	317万円以下 (4,639,999円以下)	352万円以下 (5,075,999円以下)	387万円以下 (5,515,999円以下)
	当年の合計所得金額	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下	前年の6割以下
	預貯金等金融資産	250万円以下	317万円以下	352万円以下	387万円以下

※控除対象配偶者及び扶養親族の人数は、前年12月31日現在の現況による。

エ 所得減少率の算定

合計所得金額の減少率は次のとおり算定する。

$$\text{合計所得金額の減少率} = 1 - \frac{\text{当年中の合計所得金額}}{\text{前年の合計所得金額}}$$

※小数点以下第2位まで算出し、第3位以下は切り捨てる。

オ 減免対象期間及び税額

徴収方法に応じて、次の期間のうち申請期限が到来していない部分の税額が対象となる。

(ア) 普通徴収

事由該当日以後最初に納期限が到来する納期から事由非該当日以前最後に納期限が到来する納期までの税額

(イ) 給与特別徴収

事由該当月の翌月から事由非該当月までの月割額

(ウ) 年金特別徴収

事由該当月の翌月から事由非該当月までの支払回数割(仮)特別徴収税額(※)

※支払回数割仮特別徴収税額のうち4月分及び6月分については、上記の減免対象期間に該当する場合には、6月30日までの申請により当該税額も減免対象となる。

(4) 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫〔条例第57条第1項第4号、要綱第4条〕

ア 対象者の範囲(要件)

賦課期日(1月1日)現在において、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に該当する者が対象となる。

イ 対象者及び減免対象期間の確認

(ア) 対象者及び減免事由該当日の確認

減免申請書に記載された前年の合計所得金額及び賦課決定内容により確認し、要件に該当する場合は、賦課期日(1月1日)が減免事由該当日となる。

なお、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫控除の申告をしていない者で当該要件に該当する場合は、賦課決定の変更(税額変更)を行ってから、減免申請を受け付ける。

(ウ) 減免事由非該当日の確認

賦課期日(1月1日)現在における人的要件であるため、減免事由に該当した場合には、以後に非該当になることはないため、非該当日は存在しない。

ウ 適用基準

(ア) 前年所得基準

当該減免措置は、地方税法における非課税措置について、非課税基準(125万円)を若干上回る場合に所得等に対する全額の税負担が生じることから、激変緩和を図るため、地方税法における所得割の調整措置の例により、合計所得金額から税負担を控除した額が非課税基準(125万円)を下回ることのない範囲として、前年の合計所得金額が130万円以下である者は7割減額、135万円以下である者は5割減額の対象となる。

なお、控除対象配偶者及び扶養親族の人数に関わらず、上記の所得基準となる。

(イ) 当年所得基準

非課税措置の補完的激変緩和措置であるため、当年の所得基準は規定していない。

(ウ) 預貯金等金融資産基準

非課税措置の補完的激変緩和措置であるため、預貯金等金融資産基準は規定していない。

【減免割合及び所得基準】

減免割合	前年の合計所得金額
7割減額	130万円以下 (2,115,999円以下)
5割減額	135万円以下 (2,187,999円以下)

エ 減免対象期間及び税額

徴収方法に応じて、次の期間のうち申請期限が到来していない部分の税額が対象となる。

(ア) 普通徴収

各納期の税額

(イ) 給与特別徴収

各徴収月の月割額

(ウ) 年金特別徴収

各徴収月の支払回数割(仮)特別徴収税額(※)

※支払回数割仮特別徴収税額のうち4月分及び6月分については、6月30日までの申請により当該税額も減免対象となる。

3 減免対象税額の調整(生活保護受給者等を除く)【条例第57条第2項、要綱第5条】

減免対象税額について、年度途中で新たな賦課決定(新規課税)または税額を変更する賦課決定(税額変更)が生じた場合や特別徴収から普通徴収への切り替えが生じた場合には、各納期または徴収月の税額に偏りが生じて減免額が過少または過大となり、他の減免適用者との均衡を失うことから、次のとおり各納期または徴収月の税額を仮に調整して減免額を算定する。

なお、この調整による各納期または徴収月の端数計算は、地方税法の規定の例による。

また、この調整はあくまで減免額算定のための仮調整であるため、実際に各納期または徴収月の調定額を変更するものではない。

ただし、条例第57条第1項第1号の規定による生活保護受給者及び公私の扶助受給者については、減免対象税額の調整をしない。

(1) 新規課税または税額変更が生じた場合【要綱第5条第1項第1号】

ア 普通徴収税額

減免額算定日現在における賦課決定税額により第1期に賦課していたものとして、第1期から第4期の各納期の税額を平準化する。

なお、随時の納期がある場合は、第1期から第4期及び随時の各納期の税額を平準化する。

【例示①】 第3期に新規課税が生じた場合

	第1期	第2期	第3期	第4期	年税額
調整前	—	—	31,000円	31,000円	62,000円
調整後	17,000円	15,000円	15,000円	15,000円	62,000円

【例示②】 第3期に税額変更が生じた場合

	第1期	第2期	第3期	第4期	年税額
調整前	29,000円	27,000円	31,000円	30,000円	117,000円
調整後	30,000円	29,000円	29,000円	29,000円	117,000円

【例示③】 随時2月及び5月に税額変更が生じた場合

	第1期	第2期	第3期	第4期	随時2月	随時5月	年税額
調整前	17,000円	15,000円	15,000円	15,000円	7,000円	12,000円	81,000円
調整後	16,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	81,000円

イ 給与特別徴収税額

減免額算定日現在における賦課決定税額により6月に賦課していたものとして、6月から5月の各徴収月の税額(月割額)を平準化する。

【例示①】 9月に新規課税が生じた場合

	6月	7月～8月	9月	10月～5月	年税額
調整前	—	—	7,600円	6,800円	62,000円
調整後	5,900円	5,100円	5,100円	5,100円	62,000円

【例示②】9月に税額変更が生じた場合

	6月	7月～8月	9月	10月～5月	年税額
調整前	9,900円	9,100円	10,500円	9,800円	117,000円
調整後	10,300円	9,700円	9,700円	9,700円	117,000円

ウ 年金特別徴収税額

年度途中で税額変更が生じた場合は、以後の徴収月の税額が普通徴収へ切り替えとなるが、減免額の算定においては、普通徴収への切り替えが生じなかったものとして調整する。

ただし、他の理由による切り替えは、切り替え後の各徴収区分でそれぞれ調整する。

また、4月、6月及び8月の支払回数割仮特別徴収税額については、調整しない。

このため、減免額算定日現在における賦課決定税額により6月に賦課していたものとして、10月、12月及び2月の各徴収月の税額(支払回数割特別徴収税額)を平準化する。

【例示①】年金特徴継続者で9月に税額変更が生じた場合

		4月	6月	8月	10月 (第3期)	12月	2月 (第4期)	年税額
調整前	特徴	15,000円	15,000円	15,000円	21,800円	—	—	117,000円
	普徴	—	—	—	25,100円	—	25,100円	
調整後	特徴	15,000円	15,000円	15,000円	24,000円	24,000円	24,000円	117,000円

【例示②】年金特徴新規者で9月に税額変更が生じた場合

		4月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月 (第3期)	12月	2月 (第4期)	年税額
調整前	普徴	—	28,000円	28,000円	21,300円	—	21,300円	117,000円
	特徴	—	—	—	18,400円	—	—	
調整後	普徴	—	23,400円	23,400円	—	—	—	117,000円
	特徴	—	—	—	23,400円	23,400円	23,400円	

(2) 特別徴収から普通徴収への切り替えが生じた場合【要綱第5条第1項第2号】

給与または年金特別徴収税額について、普通徴収への切り替えが生じた場合には、特別徴収要件非該当月の翌月初日以後最初に到来する納期限の納期において普通徴収に切り替えたものとして各納期または徴収月の税額を調整する。

ただし、税額変更による普通徴収への切り替えについては、当該切り替えが生じなかったものとして年金特別徴収税額において調整する。

【例示①】給与特徴者で7月31日の離職により普通徴収への切り替えが生じた場合

		6月 (第1期)	7月	第2期	第3期	第4期	年税額
調整前	特徴	9,900円	9,100円	—	—	—	110,000円
	普徴	—	—	—	46,000円	45,000円	
調整後	特徴	9,900円	9,100円	—	—	—	110,000円
	普徴	—	—	31,000円	30,000円	30,000円	

※特別徴収要件非該当月(離職月)の翌月初日(8/1)以後最初に到来する納期限の納期は第2期であるため、異動届出書の提出遅延等によって切り替え時期が遅れた場合でも、第2期に切り替えたものとして調整する。

【例示②】年金特徴継続者で5月20日の市外転出により普通徴収への切り替えが生じた場合

		4月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	第3期	第4期	年税額
調整前	特徴	15,000円	15,000円	—	—	—	110,000円
	普徴	—	—	28,000円	26,000円	26,000円	
調整後	特徴	15,000円	—	—	—	—	110,000円
	普徴	—	26,000円	23,000円	23,000円	23,000円	

※特別徴収要件非該当月(転出月)の翌月初日(6/1)以後最初に到来する納期限の納期は第1期であるため、年金特徴が停止されていない場合でも、第1期に切り替えたものとして調整する。

(3) 普通徴収から特別徴収への切り替えが生じた場合〔要綱第5条第3項〕

普通徴収から特別徴収への切り替えについては、法令上の規定がないため、条例及び要綱における明記がないが、特別徴収から普通徴収への切り替えを調整することから、要綱第5条第3項に基づき、各徴収区分で空白期間が生じないように切り替え時期を調整する。

なお、普通徴収から特別徴収への切り替えは、給与特別徴収に限られる。

【例示】普通徴収者で7月10日の就職により特別徴収への切り替えが生じた場合

		第1期	7月	8月 (第2期)	9月	10月～5月	年税額
調整前	普徴 特徴	29,000円	—	—	—	—	110,000円
	特徴	—	—	8,100円	8,100円	64,800円	
調整後	普徴 特徴	29,000円	—	—	—	—	110,000円
	特徴	—	8,000円	7,300円	7,300円	58,400円	

(4) 上記(1)及び(2)のいずれもが生じた場合〔要綱第5条第2項〕

年度途中に新規課税または税額変更と特別徴収から普通徴収への切り替えがともに生じた場合には、上記(1)により新規課税または税額変更による調整をした後に、上記(2)により普通徴収への切り替え時期の調整を行う。

(5) その他調整の必要性が生じた場合〔要綱第5条第3項〕

上記(1)から(4)までの調整のみでは、他の減免適用者との均衡を失するため、その他の調整が必要な場合には、上記(1)から(4)までの調整の趣旨を踏まえて、適切な調整を行う。

4 納税義務者が複数の減免事由に該当する場合の取扱い〔条例第57条第5項〕

条例第57条第1項第1号から第4号までに規定する複数の減免事由に該当する場合には、減免率(減免額)が最も大きくなるものを適用する。

なお、減免適用後に当該適用した減免事由に該当しないこととなった場合には、非該当日以後の減免について、改めて他の減免事由による減免申請を受け付けたいえ、適用判断をする。

第3 減免申請の受付及び減免決定等〔条例第13条・第60条～第62条、要綱第6条～第11条〕

1 減免申請の受付〔条例第60条、要綱第6条〕

減免は、納税義務者の申請に基づき行うものであり、具体的には次のとおり取り扱う。

(1) 申請の受付場所

減免申請の受付は、原則1月1日現在居住の区を担当する市税事務所で取り扱う。

(2) 申請期限〔条例第60条第1項第2号・第4号・第5号〕

ア 一般規定

(7) 通常の申請期限〔条例第60条第1項第1号・第2号〕

減免の申請は、次の徴収区分に応じて、申請期限が経過していない納期または徴収月の税額について申請することができる。

A 普通徴収税額〔第1項第1号〕

減免を受けようとする納期の納期限

B 給与特別徴収税額〔第1項第2号ア〕

減免を受けようとする徴収月の前月末日

C 年金特別徴収税額〔第1項第2号イ〕

減免を受けようとする徴収月の前月末日

※支払回数割仮特別徴収税額のうち4月分及び6月分について減免を受けようとするときは、申請期限が6月30日まで延長される。

(イ) 申請期限前9日目以後の事由該当による期限延長〔条例第60条第1項第4号〕

上記(ア)の申請期限(各納期の納期限または各徴収月の前月末日)の前9日目以後に、条

例第57条第1項第1号または第2号に規定する減免事由に該当した場合には、当該事由該当日の翌日から起算して10日を経過する日まで、申請期限を延長する。

(ウ) 所得税の予定納税減額申請ができる者の期限延長【条例第60条第1項第5号】

条例第57条第1項第3号に規定する減免事由に該当する者のうち、所得税の予定納税額減額申請ができる者の場合は、減免申請期限が所得税の予定納税額減額申請の現況判断日と同一である納期または徴収月の減免申請について、事前に所得税の予定納税減額申請を行う必要があるため、減免申請期限についても当該申請期限にあわせて延長する。

【申請期限の延長】

減免申請区分		通常期限	延長後期限※
普通徴収	第1期	6月30日	7月15日
	第3期	10月31日	11月15日
給与特別徴収	7月	6月30日	7月15日
	11月	10月31日	11月15日
年金特別徴収	4月・6月	6月30日	7月15日

※所得税法第111条第3項の規定の適用により、所得税の予定納税額減額申請期限が延長される者は、当該延長期間に減免申請期限が到来する税額についても、当該延長日まで減免申請期限が延長される。

イ 期限延長規定【条例第13条、要綱第7条】

(7) 災害等による期限延長

条例第13条の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由により減免申請書その他書類の提出等に関する期限を延長する場合は、当該理由がやんだ日から起算して10日を経過する日が期限となる。

【災害その他やむを得ない理由】

- ・ 災害により罹災した場合
- ・ 疾病または負傷により就床していた場合
- ・ その他これらに類するやむを得ないと認められる事情がある場合

(イ) 特別徴収から普通徴収へ切り替え時期の遅延による期限延長

特別徴収要件非該当月(離職月・転出月等)の翌月の初日以後最初に到来する納期限以後に、特別徴収から普通徴収に切り替えた税額の通知を受けた場合には、当該切り替えた税額のうち特別徴収要件非該当月(離職月・転出月等)の翌月の初日から当該税額の通知を受けた日までの間に申請期限が到来する納期に係る減免申請期限は、当該切り替えた税額の最初の納期限まで延長する。(切り替えによらない普通徴収税額は延長の対象としない。)

※ 当該規定は、前項第2、3(2)による普通徴収への切り替え税額に係る切り替え時期の調整により、申請期限の経過する納期が生じるため、当該納期に係る減免申請を可能とする規定。

【例示】 給与特徴者で7月31日の離職により普通徴収(第3期)へ切り替えた場合

税額調整	(調整前)	特徴税額	6月	7月	—	—	—
	(調整後)	普徴税額	—	—	—	第3期	第4期
期限	(延長前)				8/31	10/31	
	(延長後)					10/31	

(3) 申請に必要な書類【条例第60条、要綱第6条】

減免の申請は、減免申請書及び減免事由の区分に応じ次の書類により受け付ける。

ア 生活保護受給者等

(7) 生活保護法の規定による扶助を受ける者【要綱第6条第2項第1号】

A 添付書類

生活保護適用証明書または保護決定通知書の写し

なお、各区生活保護担当課への確認、毎月閲覧する各区の生活保護受給者リストまたは情報提供NWSによる情報連携によって、確認して差し支えない。

B 確認書類

生活保護受給者については申請内容の確認書類は不要。

(イ) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者〔要綱第6条第2項第2号、第3項第1号〕

A 添付書類

減免申請書附表

B 確認書類

(A) 対象者要件を確認する書類

公私の扶助に係る支給通知書その他当該給付の内容を証する書類

○預貯金口座によって扶助を受けた金銭を管理している場合

扶助の受給を確認できる預貯金口座の取引明細等(受給開始日がわかるもの)

○預貯金口座によって扶助を受けた金銭を管理していない場合

扶助支払者(親族または知人等)が扶助内容及び支払開始日を記載し、扶助支払者及び受給者が記名捺印した書面

(B) 預貯金等金融資産を確認する書類

① 通帳もしくは残高証明書または預貯金証書その他減免の申請日現在における預入残高及び同日現在において解約した場合に既経過利子の額として支払を受けることができる金額を証する書類(名義人及び預貯金残高が確認できるもの)

※1 雇用保険の受給に使用している預貯金通帳をはじめ、全ての預貯金口座を確認する。

※2 他の金融資産の状況によって明らかに基準以下となる場合等は、既経過利子の額を省略して差し支えない。

② 取引残高報告書その他減免の申請日現在における保有株式等有価証券の価額を証する書類

※1 価額は申請日現在によることとしているが、申請日前直前に証券会社から交付された取引残高報告書(原則4半期ごとの交付)による価額として差し支えない。

※2 ただし、他の金融資産の状況から預貯金等金融資産の基準を超える場合などで、取引残高報告書の交付日以後に価額が下落しているときは、申請日現在の価額によるものとする。

イ 失業者〔要綱第6条第2項第2号、第3項第2号〕

(7) 添付書類

減免申請書附表

(イ) 確認書類

A 対象者要件を確認する書類

(A) 雇用保険基本手当受給資格者の場合

雇用保険受給資格者証の写し

※1 雇用保険受給資格者証の交付前である場合は、離職票-2により離職日及び離職理由を確認し、事後に雇用保険受給資格者証の写しにより再確認する。

※2 公共職業安定所から受給期間延長措置を受けている場合は、離職票-2により離職日及び離職理由を確認し、公共職業安定所から交付される受給期間延長通知書により、求職活動ができない状況であることを確認する。

(B) 同様の失業状態にある者の場合

離職日及び離職理由が記載された退職証明書等及び失業(就業)状況申告書(別紙様式1号)

※ 公共職業安定所から受給期間延長措置を受ける者と同様の就職活動ができない者と認められる場合は、その理由を確認できる書類(母子手帳・診断書等)により、求職活動ができない状況であることを確認する。

B 当年の所得見積額を確認する書類

- ① 給与明細または源泉徴収票その他給与等の支払額を証する書類
- ② 年金振込通知書または源泉徴収票その他公的年金等の支払額を証する書類
- ③ 退職金支給通知書または源泉徴収票その他退職手当等の支払額、当該退職手当等から徴収される所得税額、道府県民税額及び市町村民税額を証する書類
- ④ 収支内訳書その他給与所得、公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る収入金額及び必要経費を証する書類

C 預貯金等金融資産を確認する書類

上記ア(イ)B(B)と同じ書類

ウ 所得減少者〔要綱第6条第2項第2号、第3項第3号〕

(7) 添付書類

減免申請書附表

(イ) 確認書類

A 対象者要件及び当年の所得見積額を確認する書類

(A) 所得税の予定納税額の減額申請ができる者(事業所得者等)

所得税の予定納税額減額の申請書及び承認(一部承認・不承認)通知書

※1 所得減少の理由が離職等による場合は、退職証明等により離職理由を確認する。

※2 税務署の承認(一部承認・不承認)通知前である場合は、事後に当該通知書を確認する。

※3 所得税の予定納税額の減額申請前である場合(7月15日及び11月15日申請期限分を除く)は、事後に所得税の予定納税額の減額申請書及び承認(一部承認・不承認)通知書を確認する。

※4 所得税の第2期予定納税額の減額申請期限(11月15日)以後の減免申請については、下記(B)の書類により確認する。

(B) 上記(A)以外の者(給与・年金所得者等)

① 給与明細または源泉徴収票その他給与等の支払額を証する書類

② 年金振込通知書または源泉徴収票その他公的年金等の支払額を証する書類

③ 退職金支給通知書または源泉徴収票その他退職手当等の支払額、当該退職手当等から徴収される所得税額、道府県民税額及び市町村民税額を証する書類

④ 収支内訳書その他給与所得、公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る収入金額及び必要経費を証する書類

※ 所得減少の理由が離職等による場合は、上記イ(イ)Aの書類により離職理由を確認する。

B 預貯金等金融資産を確認する書類

上記ア(イ)B(B)と同じ書類

エ 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫〔要綱第6条第2項第2号〕

(7) 添付書類

減免申請書附表

(イ) 確認書類

当該減免は賦課期日(1月1日)現在の人的要件によることから、賦課決定内容により確認するため、確認書類は不要。

ただし、賦課決定内容に疑義がある場合等は、各要件に該当することが確認できる書類の提出を求める。

(4) 申請の勧奨

生活保護受給者について、税務事務システムで生活保護の開始を確認した場合は、照会文書(別紙様式第2号)により申請を勧奨する。

(5) 申請の受付

ア 管理方法

申請があった場合は、減免申請受付簿(別紙様式第3号)により管理する。

イ 提出書類

所得減少者又は障がい者、未成年者、寡婦、寡夫にかかる減免の場合について、残税額の納付方法は口座振替を基本とするため、あわせて口座振替申出書を提出させる。

(6) 不足書類等がある場合の補正等命令

添付書類の記載不備や確認書類の提出・提示の不足等がある場合は、申請者へ減免申請書類チェックシート(別紙様式第7号)により確認及び説明を行う。また、一定期間(2週間程度)を定めて再提出を求める。

再提出がされない場合には、電話等により督促し、なお提出がない場合は不承認とする。

2 減免の承認決定・不承認決定〔要綱第8条〕

(1) 要件非該当等による不承認

次の場合は、減免不承認決定通知書に不承認理由を記載して通知する。

- ・要件に該当しない者
- ・虚偽申請
- ・必要書類の提示若しくは提出・申請書類の補正・事情聴取に応じないもの

(2) 減免後の額及び減免額の算定

減免対象税額の調整を行い、減免後の額及び減免額の算定を行う。

ア 税額計算

減免の税額計算は次により計算するが、具体的な計算にあたっては、市・府民税普通徴収減免税額算出明細書(別紙様式第4号)により計算する。

(7) 年税額について減免を行う場合

A 減免後の額及び減免額の算出

(A) 減免後の額

市(府)民税の年税額×軽減残存率(1-軽減率)(免除の場合は0とする。以下同じ。)=市(府)民税の減免後の額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(B) 減免額

市(府)民税の年税額-市(府)民税の減免後の額=市(府)民税額の減免額とする。

B 均等割額及び所得割額の算出

(A) 均等割額及び所得割額の減免額

市(府)民税の減免額×年税の市(府)民税均等割額÷年税の市(府)民税額=市(府)民税均等割の減免額(100円未満の端数金額は切り上げる。)とし、市(府)民税減免額-市(府)民税均等割の減免額=市(府)民税所得割の減免額とする。

(B) 均等割額及び所得割額の減免後の額

年税の市(府)民税均等割額-市(府)民税均等割の減免額=市(府)民税均等割の減免後の額とし、年税の市(府)民税所得割額-市(府)民税所得割の減免額=市(府)民税所得割の減免後の額とする。

(イ) 期別税額(月割税額)について減免を行う場合

A 減免対象額の算出

減免対象税額について、各納期又は徴収月の税額を仮に調整した額と減少率(所得減少者軽減以外のときは1とする。)を基に市・府民税の減免対象額を算出し、次により市民税及び府民税の減免対象額を算出する。

(A) 市民税の減免対象額

市・府民税減免対象額×減免前の市民税額÷減免前の市・府民税額=市民税の減免対象額とする。

(B) 府民税の減免対象額

市・府民税減免対象額-市民税の減免対象額=府民税の減免対象額とする。

B 減免後の額及び減免額の算出

(A) 減免後の額

市（府）民税の減免対象額×軽減残存率＋（減免前の市（府）民税額－市（府）民税の減免対象額）＝市（府）民税の減免後の額とする。

(B) 減免額

減免前の市（府）民税額－市（府）民税の減免後の額＝市（府）民税の減免額とする。

C 均等割額及び所得割額の算出

(A) 均等割及び所得割の減免額

市（府）民税の減免額×減免前の市（府）民税均等割額÷減免前の市（府）民税額＝市（府）民税均等割の減免額（100円未満の端数金額は切り上げる。）とし、市（府）民税の減免額－市（府）民税均等割の減免額＝市（府）民税所得割の減免額とする。

(B) 均等割及び所得割の減免後の額

減免前の市（府）民税均等割額－市（府）民税均等割の減免額＝市（府）民税均等割の減免後の額とし、減免前の市（府）民税所得割額－市（府）民税所得割の減免額＝市（府）民税所得割の減免後の額とする。

(ウ) 所得減少者の軽減の場合

所得減少者の軽減については、全て(イ)により算出する。

イ 計算例

(7) 普通徴収分

- A 年税額について7割、5割の軽減を行う場合 別添 2,3
- B 所得減少者で7割、5割、3割の軽減を行う場合（減少率0.63） " 4,5, 6
- C 3、4期分について7割、5割の軽減を行う場合 " 7,8
- D 3、4期分について7割、5割、3割の軽減を行う場合（減少率0.63） " 9,10,11

(イ) 特別徴収分

(2)ア(ア)に準じて計算する。

(3) 減免額の決定

上記算定した結果を基に減免額の決定を行い、減免処理票（別紙様式第5号）に次の内容を記載する。

- ① 調査記事（提出・提示書類・失業状況等）
- ② 減免税額の算定（調整前、調整後、減免後の額、減免額等）
- ③ 処理欄（承認・不承認欄、不承認理由・通知日）
- ④ 減免事由継続確認欄（期別・確認日・入力日等）

(4) 減免後税額の通知

ア 全部承認の場合

納税通知書にて税額を通知する。

イ 一部承認の場合(減免期別・所得減少率の一部を制限する場合)

納税通知書に理由記載書類(別紙様式第6号)を同封して通知する。

3 減免事由または所得見積額等の変更による変更申請【条例第61条、要綱第9条】

(1) 変更申請

減免事由の変更、所得見積額の変更により減免額を変更すべき事情が生じた場合は、変更申請を提出する必要がある。

(2) 変更申請の管理方法

前回受付時に作成した減免申請受付簿(別紙様式第3号)により管理する。

(3) 申請に必要な書類

減免申請書及び減免事由の区分に応じた書類

ア 添付書類

減免事由に応じた添付書類と同様（第3、1(3)申請に必要な書類）

イ 確認書類

ア 減免事由

減免事由に応じた確認書類と同様（第3、1(3)申請に必要な書類）

イ 所得見積額等の変更

減免申請書附表

(4) 申請期限

変更すべき事情が生じた日から10日以内

4 減免事由及び減免額の変更〔要綱第10条〕

(1) 変更事由

次の場合、減免事由及び減免額の変更を行う。

- ① 減免事由若しくは所得見積額等の変更による変更申請の場合（上記3(1)の場合）
- ② 減免事由若しくは市民税額に変更が生じたこと等により減免額を変更すべき事情が生じた場合

(2) 調査及び審査

上記(1)②の場合、保管している変更が生じる前の減免関係書類にて、減免適用判断基準・預貯金等金融資産を調査し、減免額を審査する。

(3) 減免額の変更

変更すべき事情が生じた日において申請期限が経過していない部分の納期又は徴収月の税額において、変更を行う。

(4) 計算

第3、2(2)ア(イ)のとおり計算を行う。

(5) 税額変更すべき税額の範囲

次の納期又は徴収月について、減免額の変更を行う。

ア 変更すべき事情が生じた日から10日以内

変更すべき事情が生じた日において申請期限が経過していない部分の納期又は徴収月

イ 減免額が増額する場合の申請が10日を経過する日以後に提出された場合

提出された日において申請期限が経過していない部分の納期又は徴収月

(6) 変更申請の管理

減免額変更後、減免申請受付簿（別紙様式第3号）により管理する。

(7) 変更後税額の通知

ア 変更申請を行った者

(7) 承認の場合

納税通知書にて税額を通知する。

(イ) 一部承認の場合(減免期別・所得減少率の一部を制限する場合)

納税通知書に理由記載書類(別紙様式第6号)を同封して通知する。

イ 変更申請を行った者以外

上記(1)②により減免事由及び減免額の変更を決定した場合には、理由記載書類(別紙様式第6号)を同封して納税通知書を通知する。

5 減免の取消し〔条例第62条、要綱第9条・第11条〕

(1) 減免の取り消し

ア 取消事由

次の場合、減免の取り消しを行う。

- ①市民税・府民税減免事由消滅申告書による申告

- ②その他当該申告書に記載すべき事項の書面による申告
- ③口頭による申告
- ④減免事由に該当しないこと
- ⑤虚偽の申請その他不正行為により減免を受けた場合

イ 税額変更すべき税額の範囲

減免事由に該当しない期間についての減免税額の全部又は一部の取り消しを行う。

ウ 変更税額の管理

減免額変更後、減免申請受付簿(別紙様式第3号)により変更税額の管理を行う。

エ 変更税額の通知

納税通知書及び市民税・府民税減免取消決定通知書により理由を付して、減免を取り消した旨の通知を行う。

(2) 減免取消し後の減免申請

減免取り消し後、当該減免を取り消された納期又は徴収月に係る申請期限において、他の減免事由に該当した場合、減免申請を行う事ができる。

ア 提出期限

市民税・府民税減免取消決定通知書を受けた日から起算して10日以内

イ 減免対象範囲

減免を取り消された納期又は徴収月に係る税額

ウ 添付書類

減免申請書及び証拠となる書類

第4 関係機関との連携

1 生活保護法の規定による扶助を受ける者

次のとおり、各区生活保護担当課との連携により、減免の適正化に努める。

- ・生活保護受給開始時に生活保護担当課より減免の指導を行ってもらう。
- ・減免事由該当者及び非該当者について、各区の生活保護開始者及び生活保護廃止者の情報を税務事務システムで確認し、生活保護開始者には勧奨を行い、生活保護廃止者には調査を行った上、減免事由消滅の場合は取り消しを行う。

2 減免申請に係る各市税事務所収納対策担当との連携

(1) 減免申請者全件

減免申請受理後、承認・不承認を問わず、減免申請書附表の写しを各市税事務所収納対策担当へ提供する。

提供時期・方法等については、各市税事務所において協議を行う。

(2) 各市税事務所収納対策担当より依頼のあった対象者

市民税・府民税減免申請書附表等の写しを提供する。

(3) 各市税事務所収納対策担当が調査した結果、減免適用基準に疑義がある者

次の場合、給与収入及び勤務先、預貯金額等の情報提供を受ける。

提供時期・方法等については、各市税事務所において協議を行う。

ア 給与収入

申告書附表に記載のない給与収入や支払者が判明したもの。

イ 預貯金

申請書附表に記載のない口座が判明したもの。

ウ 不動産

申請書附表に記載のない不動産の所有が判明し、居住用と認められないもの。

エ 株式等有価証券

申請書附表に記載がない株式等有価証券の保有が判明したもの。